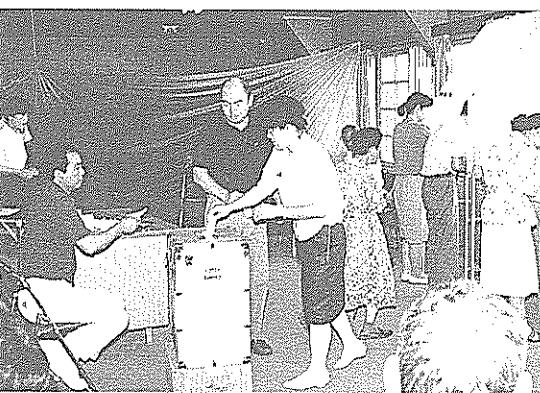


投票所一覧表

投票区	地区別	あなたの住んでいる所	あなたの投票所
第1	日 章	前永田、高見、高田、藤宮、徳常、笠松、北組、中組、南組、王子	旧南国市農協田村農業倉庫
第2	"	都築紡績、上野内、本村、駅前、東町、中町、西町、永田	南国市農協立田出張所
第3	"	下野内、茨西、新屋、土居、中須、開田、大学、空港、高専	物部公民館
第4	"	下島、久枝	久枝公民館
第5	大 篠	野田口、能間、城陸、横田町、朝日町、稻吉、警察学校寮、西窪、新川	南国市農協大篠支所
第6	"	山崎、八木、田井、閑、竹中、西野々、南海学園、佐吉野、大塚団地、伊達野	竹中公民館
第7	"	篠原東、篠原西、篠原北	篠原中央公民館
第8	"	明見	明見公民館
第9	稲 生	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生地区公民館
第10	"	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
第11	十 市	人形谷、楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札場	南国市役所十市支所
第12	"	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	土居健治氏方車庫
第13	"	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
第14	三 和	岡上、北組、中組、南組、寺山	片山公民館
第15	"	上畠、室屋、小田村、立石、馬橋、山口、野尻	三和地区公民館
第16	"	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
第17	"	中田、本村、岩坂	浜改田公民館
第18	"	浜田	浜田公民館
第19	前 浜	西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪	高木正平氏方車庫
第20	"	里組	下田村共同利用施設(里部落公民館)
第21	後 免	後免町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東町	後免町公民館
第22	長 岡	西山、南陣山	西山公民館
第23	"	北陣山、南三畠、北三畠	南三畠公民館
第24	"	上末松、下末松、上甘枝、古市、祈年	長岡東部公民館
第25	"	一区、二区、三区東、三区西、四区、中央団地	南国市立中央第五集会所
第26	"	五区、六区東、六区西、七区東、七区西	南国市立中央第一集会所
第27	"	東崎東部、東崎西部、駅前町(宇田)、日吉町	宇田公民館
第28	"	酉島、北小籠、八区、南小籠、祈年園地、小山附地、土佐希望の家、清風園	南国市立中央第四集会所
第29	国 府	比江、国分、左右山	国府小学校
第30	久礼田	植田北、植田南、植田西	植田公民館
第31	"	沖の土居、石堂、中の北、中南、西北、西南、高石	久礼田体育館
第32	"	植野東、植野中、植野西北、植野西南、領石北、領石中、領石南	植野公民館
第33	瓶 岩	宍崎、亀岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
第34	"	成台、天行寺	成合天行寺公民館
第35	上 倉	一道木、萩野、中谷、中平、滝ノ下、小滝、中組、番所、中部、小倉	白木谷地区公民館
第36	"	八京	岡崎豊氏方倉庫
第37	"	奈路東、奈路西、奈路北	奈路公民館
第38	"	中谷、上倉	西原優氏方
第39	"	桑の川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝部落公民館
第40	岡 豊	笠ノ川、八幡	八幡公民館
第41	"	小蓮、定林寺、滝本、蒲原、蒲原団地、蒲原住宅	定林寺公民館
第42	"	中島、常通寺島、江村、吉田、小籠	垣内実氏方
第43	野 田	上野田、下野田、西野田	野田地区公民館
第44	岩 村	包末、金地	包末部落公民館
第45	"	福船、堀之内	岩村地区公民館

投票日は一月十八日(日)



投票できるのは

○投票日の翌日で満二十歳以上の方

○公示(告示)日前日三ヵ月前の前日までに南国市に転入届をし、引き続き居住している方

別表の投票所で、午前七時から午後六時まで(第三四・三八・三九投票所は午後四時まで)に投票してください。

二月一日以後に市内で住所を変わり、転居届を出した方は、前の住所地の投票所へ行ってください。

投票入場券を忘れた方は、投票所で再発行を受けてください。

投票入場券が届かない場合があります。異っている方は早急に一斉させるようにしてください。

投票入場券は公示後四日目(四・三八・三九投票所は午後四時まで)に投票してください。

二月一日以後に市内で住所を変わり、転居届を出した方は、前の住所地の投票所へ行ってください。

投票入場券が必要です。

投票入場券を忘れた方は、投票所で再発行を受けてください。

んので、転入前の市町村で投票してください。不在者投票もできます。

次にあげる方で、本人から市選挙管理委員会に申請し、「郵便投票証明書」を交付された方は、在宅のまま郵便投票ができます。

○身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害が一級、二級、心臓、腎臓、呼吸器、直腸の障害が一級、三級の記載のある方

○戦傷病者手帳に、両下肢または業務局(市役所四階北側)へおいでください。受付時間は、午前八時三十分から午後五時までです(土・日曜日も同様)。

○投票日に投票区域外で、職務または業務に従事する場合

○やむを得ない用務または事故のため、市外に旅行または滞在している場合

○郵便投票を希望する方は、投票日の四日前の午後五時までに、請求書と郵便投票証明書を添えて投票用紙等の交付申請をしてください。請求書は市選挙管理委員会にあります。

○身体の障害または文盲で字の書けない方も、投票所に行けば代理記載の補助者によつて投票できます。不在者投票の場合も代理投票ができます。